

5・5 輸出入・港湾諸手続の簡素化

5・5・1 貿易関連手続の一層の円滑化

わが国の出入港制度については平成 17(2005)年 9 月の国際海上交通簡易化条約(FAL 条約)の批准により申請項目の減少がされるとともに、平成 20(2008)年 10 月には税関手続きのほか関係省庁システムの一体運営を図った新たなシングルウィンドウ(府省共通ポータル)が稼動するなど制度の簡素化、利便性向上に向けた取り組みが進められてきた。

関係省庁のシステムについては、国土交通省の港湾手続のシステムおよび法務省の入国管理手続のシステムに続き平成 22(2010)年 2 月に経済産業省の貿易管理のシステムをそれぞれ NACCS に統合しており、今後、農林水産省の動・植物検疫手続のシステムや、厚生労働省の食品衛生手続のシステムを NACCS に統合することとなっている。

当協会は、NACCS 使用者の立場から、次期 NACCS 仕様の策定に当たって物流情報等を総合的に管理する NACCS がプラットフォームシステムとして利便性が向上するよう関係省庁や関係者へ意見反映に努めた。